

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240920	有限会社パール交通 (法人番号 5240002024662) 代表 者米村秀雄	広島県広島市西区己斐上 四丁目1番36号	本社営業所	広島県広島市西区己斐上 四丁目1番36号	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和5年9月11日及び同年10月2日、救護義務違反があったことを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第2項)、(5)運行記録計による記録保存義務違反(運輸規則第26条第2項)、(6)乗務員等台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	7	7